

## 周遊促進・滞在延長支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、周遊促進・滞在延長支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、観光客の滞在日数の増とリピート率の向上を図るため、高知県の「食」「自然」「歴史・文化」の観光基盤を集大成として打ち出した「どっぷり高知旅キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を推進することを目的として、キャンペーンのテーマに沿った観光客の周遊促進・滞在延長につながる取組の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書をどっぷり高知旅キャンペーン推進委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 県内の市町村、一部事務組合又は広域連合（以下、「市町村等」という。）以外が補助事業者となる場合は、前項に規定する補助金交付申請書に別記2号様式による事業に対する市町村の意見書を添えて会長に提出しなければならない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金の対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第3条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、推進委員会、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (7) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、別記第4号様式による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 第5条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書を会長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに会長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者が事業実施主体の場合

ア 契約書類等の写し（補助事業分に限る。）

(ア) 契約書、請書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。）及び仕様書、又は発注と請負の事実が確認できる書類（発注証明書、請負確認の記載がある発注書（参考様式1）等）

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

イ 完了検査調書、領収書等の支払い明細等、支払い完了が確認できる書類の写し

ウ 納品書、完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

(2) 補助事業者以外が事業実施主体の場合

ア 補助事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 補助事業者の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けて、対象となる金額を返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応

じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項の規定による変更申請をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の支払）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を会長に提出しなければならない。

#### （補助金の交付の決定の取消し等）

第12条 会長は、補助事業者、事業実施主体又は連携先活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

（2）補助事業者、事業実施主体又は連携先活動団体が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

（3）補助金を申請した補助事業の内容以外の用途に使用したとき。

（4）この要綱、高知県補助金交付規則及びその他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（5）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（6）虚偽の報告を行ったとき。

（7）その他会長が必要と認めるとき。

#### （事業成果のフォローアップ）

第13条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力し、指導がある場合は対応状況を報告しなければならない。

2 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、会長からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、事業実施主体に対して、第1項及び前項に規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

(グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第15条 事業実施主体は、補助事業の実施において、「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、情報開示請求があった場合は、高知県の高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく対応に準じて対応する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2)(注3)
周 遊 促 進 ・ 滞 在 延 長 支 援 事 業	市町村等、 広域観光組 織、観光協 会、地域の 活動団体、 公の施設の 指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	2分の1又は 3分の1以内  1事業あたり、 上限額：200万円 下限額：10万円  ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする ※2 当該補助金 の補助を受けた 実績がある事業 の2回目の申請 (以下、「継続 事業」という) は補助率3分の 1以内とし、3 回目以降の申請 は、補助対象と しない ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①どっぷり高知旅キ ャンペーンのテー マに沿った取組 で、観光客の周遊 促進や滞在延長が 図られ地域の観光 消費拡大が見込め るもの ②次のアからウのい ずれかに該当する こと ア 新規事業 イ 拡充事業(既存事 業において、従前 より拡充して実施 する場合の拡充部 分) ウ 継続事業 ③国等の事業や県の 他の補助金を活用 していないもの	観 光 協 会 な ど、地域にお ける活動団体 が2つ以上連 携し、観光施 設や宿泊施 設、集落活動 センターなど、地域の拠 点となる施設 (以下、「拠 点施設」とい う)を中心に 周遊促進や滞 在延長を図る 取組に要する 経費	①周遊ルートや体験プラン等を新たに造成するために招聘するアドバイザーや専門家等への謝金や期間限定の雇用に係る経費 ②新たに設定する周遊ルートのモニターツアーに係る経費 (バス借上料、入館料、体験料、保険料、広告費など) ③周遊観光を目的としたタクシープランの造成に係る経費 (謝金、広告費など) ④スタンプラリー等の周遊企画に係る経費 (チラシ・ポスター、ノベルティ等の製作費、広告費など) ⑤周遊を促すツール(周遊マップ、クーポン券、PR動画等)の制作に係る経費 ⑥拠点施設に配置する移動販売やキッチンカーの招聘に係る経費 (謝金、広告費など) ⑦イベントや企画展の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チラシ・ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイアップに係る経費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベントの演出に係る経費、ライトアップ機材の購入費、臨時スタッフの雇用に係る経費など) ⑧イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随する場合に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経費、広告費など) ⑨周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ⑩新たなモビリティの整備に係る経費 (電動キックボードの購入費、レンタサイクルの整備費など) ⑪その他会長が認めるもの

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2) (注3)
イ ベ ン ト 等 開 催 支 援 事 業	市町村等、 広域観光組 織、観光協 会、地域の 活動団体、 公の施設の 指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	3分の1以内  1事業あたり、 上限額：100万円 下限額：10万円  ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする  ※2 本補助金に よる補助を受け た実績がある事 業は、補助対象 としない  ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①「どっぷり高知旅 キャンペーン」の 盛り上げのため、 高知県の「食」 「自然」「歴史・ 文化」をテーマに 含んで開催するイ ベント等で、県外 からの誘客による 観光消費拡大が見 込めるもの  ② 次のアからウのい ずれかに該当する こと ア よさこい高知文化 祭2026の盛り上げ につながるイベン ト イ 龍馬パスポート指 定イベント ウ 平日又は宿泊閑散 期(注4)に開催 するイベント  ③ 1,000人以上の集 客が見込めるもの  ④ 既存イベントの場 合は、従前の内容 以上に追加して磨 き上げを行うもの  ⑤ 国等の事業や県の 他の補助金を活用 していないもの	中山間地域 (注5)で実 施するイベン ト等の開催・ 運営等に要す る経費	①イベント等の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チラシ・ ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイアップに係る経 費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベントの演出に係る経 費、ライトアップ機材の購入費、臨時スタッフの雇用に係る経費な ど)  ②イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随する場 合に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経費、広告費な ど)  ③周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費  ④その他会長が認めるもの

(注1) 地域の活動団体や公の施設の指定管理者が補助事業者及び事業実施主体となるのは、イベントや企画展等の開催に係る事業のみとする(別表第1表中の(7)周遊促進・滞在延長支援事業の②④⑦⑧⑨、イベント等開催支援事業の①②③を想定)。

(注2) 補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 食糧費に該当する経費。
- 2 補助事業で使用する目的以外にも広く使える汎用性が高い消耗品、備品の購入に係る経費。
- 3 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる。
- 4 取得価格が単品で10万円以上の物品の入手に係る経費。ただし、ライトアップやイルミネーションイベントを実施するためのプロジェクションマッピング用大型照明備品や、新たなモビリティを購入する経費については、単品で50万円未満まで補助の対象とすることができる。
- 5 商品券等の金券類の発行や割引キャンペーン類の割引原資に係る経費。
- 6 施設整備や改修等のハード整備に要する経費。
- 7 商品の製造に供する原材料費等の経費。
- 8 地域への観光誘客を目指すものではなく、専らオンラインでの開催をメインとしたイベントの開催に係る経費。
- 9 イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行で、周遊促進を目的としない運行(単に2地点を往復するピストン輸送)に係る経費。
- 10 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費。
- 11 1から10までに掲げるもののほか、経常経費であると会長が認める経費。
- 12 1から11までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費。

(注3) 広告費及びノベルティに係る経費については、原則として、補助対象経費の1/2以内とする。

(注4) 宿泊閑散期とは、1月、2月、4月、6月、12月とする。

(注5) 中山間地域とは、次のいずれかに該当する地域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- 2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- 3 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- 4 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

---

### 事業実施に係る付帯条件

- (1) 補助事業者（事業実施主体）が制作するポスター、チラシ、立て看板等の制作物や広報活動において、下記いずれかの内容を掲示すること。
    - ・「どっぷり高知旅キャンペーン」ロゴマークの表示
    - ・「どっぷり高知旅キャンペーン」関連企画であることが分かる文言の表示
  - (2) 補助事業者（事業実施主体）が制作するチラシ、ホームページ等に、施策の中核となる拠点等への観光客のアクセス情報を盛り込むこと。
  - (3) イベント等の開催については、原則として、助成後3年間は継続して開催すること。
-

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。